



京都市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



令和5年1月27日
京都市環境政策局
(担当 地球温暖化対策室)
電話 075-222-4555

大規模排出事業者の温室効果ガス排出状況について

京都市では、温室効果ガスの排出量を削減するため、京都市地球温暖化対策条例（愛称「2050京(きょう)からCO₂ゼロ条例」）に基づき、市域における温室効果ガス総排出量の約1/4を占める大規模排出事業者（以下「特定事業者」という。）の皆様は、温室効果ガス排出量及び削減するための取組等を記載した削減報告書を提出いただいています。

この度、特定事業者から提出された令和3年度分の削減報告書を取りまとめましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 特定事業者^{※1}の温室効果ガス排出量

第4計画期間^{※2}の2年目となる令和3年度の削減報告書を集計した結果、特定事業者（138者）の温室効果ガス総排出量は153.4万トンで、当該計画期間における基準年度総排出量^{※3}168.9万トンから、9.2%の削減となりました（表1）。

また、全ての部門において目標削減率（業務3%、産業2%、運輸1%）を上回る結果となっており、その主な要因として、事業者における高効率設備の導入や新型コロナウイルス感染症の影響による減産、休業等によるエネルギー消費量の減少等が挙げられます。

※1 事業活動を行う際に使用される電気やガスなどのエネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上となる事業者、トラック100台・バス100台・タクシー150台以上を保有する運送事業者、鉄道車両150両以上を保有する鉄道事業者及びエネルギーの使用に伴うものを除き温室効果ガス排出量のうちいずれかの物質の排出量が二酸化炭素に換算して3,000トン以上の事業者（京都市地球温暖化対策条例 第2条第1項第7号）

※2 3箇年ごとに計画期間を定めており、第4計画期間は令和2～4年度

※3 前計画期間(平成29～令和元年度)における事業者ごとの平均排出量(基準年度排出量)を合計した値

表1 特定事業者の温室効果ガス排出実績（令和3年度）

部門	事業者数 (者)	温室効果ガス総排出量 (万トン-CO ₂)		基準年度排出量からの増減割合 (%)
		基準年度	令和3年度実績	
計	138	168.9	153.4	▲ 9.2
業務部門	83	103.7	96.9	▲ 6.6
産業部門	34	45.6	39.7	▲ 12.9
運輸部門	21	19.6	16.8	▲ 14.1

注 増減割合は、各部門の総排出量の小数第2位以下を四捨五入しているため、一致しない場合がある。

(部門別の主な削減要因については次頁に記載)

○ 部門別の主な削減要因

<部門共通>

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業・閉店、生産数量・利用者の減少、減便・運休に伴うエネルギー使用量の減少
- ・高効率設備の導入（LED照明、空調等）

<業務部門>

- ・省エネ意識の向上による節電、テレワークの推進等

<産業部門>

- ・設備運用の継続的な改善、生産の効率化等
- ・太陽光発電設備等の再エネ設備の導入

<運輸部門>

- ・省エネ車両、次世代自動車の導入
- ・アイドリングストップ等のエコドライブの実施

2 報告書類の公表

提出された報告書は、本市の地球温暖化対策室ホームページに公表します。

(ホームページURL)

提出書類等の公表について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000281746.html>